

区 民 相 談

中原区役所では、次の相談を行っています（無料）。

なお、希望者が多い場合は、相談を受けられないこともあります。
（公共交通機関の乱れ等で相談窓口を開設できない場合もあります）

予約制のものについては、各予約電話番号に電話して下さい（当日でも空きがあれば受付いたします）。
相談に係る電話料金等は、相談者負担となります（電話相談の場合、指定番号に電話していただきます）。

「弁護士相談」、「司法書士相談」、「認定司法書士相談」、「行政書士相談」、「宅地建物相談」の予約は、「相談予約コールセンター・044-200-0108」で受付けています。

「弁護士交通事故相談」、「税理士税務相談」の予約は、
「サンキューコールかわさき・044-200-3939」で受付けています。

相談名	相談内容	相談員	相談日	相談時間
市民相談	市民の方の日常的な困りごとなど相談の総合的な案内	市職員 市民相談員	月～金	8時30分～17時
弁護士相談（予約制） （044-200-0108）	不動産、金銭トラブル、損害賠償、相続、親族、契約、債務整理などの問題	弁護士	火	9時30分～11時30分 （25分以内）
弁護士交通事故相談（予約制） （044-200-3939）	交通事故の被害者等への法律上の指導・助言	弁護士	第3火	13時～16時（25分以内）
認定司法書士相談（予約制） （044-200-0108）	司法書士相談に加え民事に関する紛争（ただし、140万円以下のものに限る。）に関する事など。	認定司法書士	第1木	13時～16時（25分以内）
司法書士相談（予約制） （044-200-0108）	相続、遺言、成年後見、不動産登記と手続などの相談、その他くらしのトラブルに関するアドバイス	司法書士	第3木	13時～16時（25分以内）
行政書士の相続、遺言、成年後見相談（予約制） （044-200-0108）	遺産分割協議書、遺言書、任意後見契約書ほか法的権利・義務の書類の書き方	行政書士	第2火	13時～16時（25分以内）
人権相談 （044-744-3153）	日常における人権に関する問題など	人権擁護委員	第2木	13時～16時（25分以内）
行政相談 （044-744-3153）	国の行政機関等の業務に対する意見、要望など	行政相談委員	第2木	13時～16時（25分以内）
宅地建物相談（予約制） （044-200-0108）	宅地建物の売買や契約など	宅地建物取引士	第2火	13時～16時（25分以内）
住宅相談 （問い合わせ先） 川崎市住宅相談運営委員会 044-233-3947	家の新築、増・改築、修理など	専門相談員	第3火	9時～12時
社会保険労務士による労働相談（予約制） （0120-110-225）	働く人の労働条件、会社での困りごと	社会保険労務士	月・水	9時～12時 13時～16時
市税に関する一般的な相談 （問い合わせ先） こすぎ市税分室 044-744-3222	市税の種類や基本的な仕組み 問合せ窓口の案内など	主に市税に関する 部署に携わった経験のある市職員	月・水・金	こすぎ市税分室窓口カウンター 10時～12時 13時～16時
税理士税務相談（予約制） （044-200-3939）	税金の計算方法、申告内容や手続きなど	税理士	第4木	13時～16時（25分以内） ※予約受付は2ヶ月前の1日～

区役所での電話・対面相談を実施（弁護士相談・宅地建物相談・行政書士相談・社会保険労務士による労働相談についてはオンライン相談も可）。

各相談の詳細については、地域振興課（044-744-3153）にお問い合わせください。

○その他、市役所または他の区役所で交通事故相談、ろうあ者相談等各種相談を行っています。
詳しくは、下記のURLから相談窓口のページをご覧ください。

<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/16-6-9-0-0-0-0-0-0-0.html>

○県川崎県民センターでも、県民相談を行っています。

詳しくは、神奈川県ホームページ、
川崎県民センター：神奈川県 > 相談窓口（県民の声・相談室）のページをご覧ください。

○神奈川県弁護士会の有料法律相談等については、神奈川県弁護士会のホームページをご覧ください。